

亀山市公告第64号

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第35条第3項の規定による所有者の判明しない犬又は猫の引取り及び同法第36条第2項の規定による負傷動物の収容について通知があったので、次のとおり公告する。

令和7年8月7日

亀山市長 櫻井義之

1 収容した動物の種類等

種類	毛色	性別	体格	年齢
猫（雑種）	サバ短毛	雄	中	91日以上

2 収容した日

令和7年8月5日

3 保護した場所

亀山市中庄町

4 抑留期限

令和7年8月12日

5 連絡先

亀山市産業環境部環境課環境創造グループ

（電話：0595-96-8095）

三重県鈴鹿保健所衛生指導課

（電話：059-382-8674）